

新たな奨学金制度等の実施について

1 給付型奨学金制度

(1) 趣旨

高校授業料無償化等の拡大に伴い、貸与型の奨学金制度を改め、高校入学時の学用品購入費等に充てる給付型の制度を創設する。平成 30 年 4 月高校入学者から支給する。

(2) 内容

私立高校：10 万円、公立高校：6 万円を高校入学決定時に支給

(3) 対象者

文京区就学援助費補助対象者（生活保護世帯除く） 約 140 人

(4) 経費

11,600,000 円	内訳)	公立	60,000×60 人=3,600,000 円
		私立	100,000×80 人=8,000,000 円

(5) 周知

対象者に申請書を直接送付。区報、区ホームページでも周知する。

(6) スケジュール

平成 29 年 9 月 21 日	文教委員会報告
11 月定例議会	条例改正提案
12 月以降	周知（対象者へ直接郵送・広報）、申請受付
平成 30 年 2 月定例議会	補正予算提案
3～4 月	給付

(7) その他

貸与希望者に対しては、東京都私学財団の貸与型奨学金を案内する。
（私立高校：35,000 円/月、公立高校：18,000 円/月 の貸付）

2 入学支度金あっせん制度

(1) 趣旨

従来の貸与型入学支度資金については、償還滞納及び連帯保証人設定の課題があるため、区による貸付けから、金融機関の貸付けを区があっせんする制度に改める。区は、その利子及び保証料を補てんする。

なお、金融機関から借りられない方に対するセイフティネットとして、区による貸付も存続する。

(2) 対象者等

対象者 現行制度の対象者を引き継ぐ 貸付金額 40 万円上限
貸付利子 年 2.4%（区が全額利子補給及び保証料の補填を行う）

(3) 経費

一人当たり利子補給額（保証料含む） 16,600 円（415 円×40 月）
年間予算 15 万円程度（ただし、平成 30 年度は 3 万円程度）

(4) スケジュール

平成 29 年 9 月 21 日 文教委員会報告
11 月定例議会 条例改正提案
12 月以降 周知(学校への案内・広報)、申請受付、あっせん

3 中学生に対する学習支援事業

(1) 趣旨

生活困窮世帯の学習機会の確保や経済的負担を軽減するため、学習塾授業料等の学校外教育活動にかかる費用を助成する。

(2) 対象者

次の全ての要件を満たす保護者

- ① 中学 2、3 年生の子がいること
- ② 文京区就学援助費補助対象であること（生活保護受給世帯を除く）
- ③ 生徒の通塾等の費用を実際に支払っていること
- ④ 同種の給付等を受けていないこと（都受験生チャレンジ支援事業等）

(3) 補助の方法

学習塾等に対して授業料を支払った保護者から請求書及び学習塾等の領収書の提出を受け、保護者の口座に振り込む。

(4) 給付額

中学 2 年生 50,000 円
中学 3 年生 100,000 円

(5) 所要経費

11,000,000 円（内訳） 2 年生：50,000 円/年×60 人＝3,000,000 円
3 年生：100,000 円/年×80 人＝8,000,000 円

(6) 周知方法

就学援助対象者に直接郵送、区報、区ホームページでも周知する。

(7) 実施時期

平成 30 年 4 月～